

平成26年度 第3回習志野市障がい者地域共生協議会会議録

日時 平成26年11月25日(火)
午後2時00分から4時15分
場所 サンロード6階 大会議室

出席者 委員21名 事務局6名
(委員)

福田弘子、渡辺恵美子、喜田敬子、中村晴美、松井秀明、八尋信一、高橋大悟、中神茂樹、内村幸輔、石井英寿、武井剛、平和弘、梅田和男、武石厚司、畠山潤、八田福子、長尾一輝、内山澄子、舘澤眞木子、岩田寛、北田順一(敬称略)

(事務局)

東昭夫(障がい福祉課課長)、家弓樹也(同主幹)、篠塚美由紀(同企画係係長)、鈴木真理子(同主任主事)、太刀岡千佳(同主事)、林由香里(同主事補)

欠席者 委員9名

豊嶋美枝子、森田美恵子、奥井菜摘子、松尾公平、山田宏、内海明雄、
臼田昌弘、窪田正樹、米山馨(敬称略)

1. 開式の言葉

(福田副会長)

本日は、松尾会長が所用で欠席となっているため、福田が代わりに進行を務めさせて頂く。不慣れであるが御協力の程、よろしくお願いしたい。本日は松尾会長、山田委員、内海委員、窪田委員、奥井委員、豊嶋委員、森田委員、臼田委員、米山委員より欠席の御連絡を頂いている。なお、出席は過半数を超えているのでこの会は成立となる。

2. 各部会より

(福田副会長)

それでは、議題に沿って進めていく。各部会より前回の全体会以降について御報告頂く。児童部会よりお願いしたい。

【児童部会：松井部会長】

前回の全体会以降、毎月1回ずつ、3回部会を行っている。検討事項については、1つ目として、前回の全体会でも報告したが幼稚園、保育所、学校関係者向けに障害福祉サービスの導入についてのチラシを作成して配布しようと考えている。それに向け、現在作成をしている。あくまでも資源マップに添付するチラシということで、主体は資源マップである。教員の方々に見てもらうために障害福祉サービスの入口である相談支援事業所の内容で作成し、資源マップと共に配布したいと思っている。現在、案は出来ているが運営会議内で精査の必要があるとの意見を頂いたことから内容を再度検討し、次回の全体会には提示を出来るようにしていきたい。

2つ目は、重症心身障がい児の検討についてである。年齢層が学齢期だけでもかなり分かれており、例えば年齢において課題が異なるということでは、未就学児の場合は退院後の地域生活に向けての検討、就学時であれば在宅時の地域生活上の問題や18歳以降は就労先の問題等が挙げられて

いる。しかし、この問題については取りまとまっていないので現在はここまでの状態となっている。先月、今月の部会は障がい福祉計画の検討を行った。以上。

(福田副会長)

全体会で協議することはないか。

(松井部会長)

意見として伺いたいのは、重症心身障がい児の課題が幅広く出てきている点である。部会内でポイントを定めて検討してよいのか、もしくはこの場で御意見等があれば伺いたいと思う。

(福田副会長)

只今のことについて、意見はあるか。

(内山委員)

今回の重症心身障がい児の件は、前回の支援会議からの流れであると認識している。支援会議では、重症心身障がい児の母親のレスパイトの件と学校卒業後の行先が無いということだった。

バス停問題については、社会資源開発・改善部会で取り扱っているが、その他の問題を児童部会で取り扱うことになっていたと思う。今一度、議事録等を読み返し、取り組んで頂けたら良いと思う。

(福田副会長)

その他に意見はあるか。内山委員の意見を基に、前回の支援会議を視野に入れながら部会で協議、検討をお願いしたい。続いて、就労支援部会の報告を武井部会長をお願いしたい。

【就労支援部会：武井部会長】

前回の全体会后に毎月1回ずつ部会を開催している。11月は八千代特別支援学校の見学会で就労支援の部会委員と畠山委員で平委員の案内で2時間程かけて小学部、中学部、高等部の活動内容を詳しく見学させて頂いた。9月、10月の部会は主に12月に発行予定の広報紙「ならたく」第5号の編集会議を中心に活動を行った。部会とは別に9月の初めに習志野市茜浜にある株式会社ニシマキという金属塗装を行っている町工場のような会社に伺い、その社長から障がい者雇用の取組みについてお話を伺った。10年以上働いている方も含めて15名中3名の障がい者の方が働いている。過酷な労働環境ではあるが非常に暖かい職場であったこと等を記事に書かせて頂いている。

また、障がい福祉計画への意見出しということで福祉施設から一般就労への移行についての部分を主に意見出しを行った。その他、27年度の予算要求について、広報紙「ならたく」の編集に関わる予算を今年度に引き続き、来年度も要求をした。広報紙「ならたく」の印刷作業を地域共生協議会の委員でもある千葉データセンターをお願いしている。就労支援部会が協力する形で、習志野市役所で10月20日に「障がい者施設等からの物品等の調達推進に向けた説明会」を開催して頂いた。市内及び近隣の障がい者施設等が5分程度ずつ順番に活動内容や優先調達に伴い出来ることについての説明を行った。市役所の関係部署から30名以上の方に御参加頂いた。次年度以降も検討していきたい。以上。

(福田副会長)

全体会に何か諮ることはあるか。

(松井部会長)

予算要求関係は全体会で諮ることか。

(事務局)

各部会から挙がっている予算要求は事務局で取りまとめ、検討する形となるので、全体会にて諮る必要はない。

(福田副会長)

就労支援部会に質問等ある方はいるか。ないようなので、権利擁護・広報啓発部会 畠山部会長に報告をお願いしたい。

【権利擁護・広報啓発部会：畠山部会長】

全体会后、9月～11月に部会を行った。内容は主に資源マップ、ふれあいまつり、啓発講座についてであった。11月はその他に障がい福祉計画の意見出しについても行った。資源マップ、ふれあいまつりについて、御意見を頂きたい。特にふれあいまつりについては部会での反省会もまだ行っていないため、御意見を頂ければと思う。また、啓発講座については前回の運営会議で依頼した手伝いについても現在のところ手伝いをして頂ける方のお名前を聞いていないので、その点を確認したい。

(福田副会長)

資源マップについては委員のお手元に届いていると思うが、次回以降への意見等はあるか。また、ふれあいまつりに参加した方で意見・感想をお願いしたい。

(中村委員)

午後からふれあいまつりに参加させて頂いた。中のブース同士が少し離れたと感じたことと、2階の家族の会等のバザーも場所が離れた印象を受けた。しかし、舞台の上では様々な形でボランティアの方が動き、人が集まっていたと思う。ブースが離れてしまったのが少し残念だった。

(高橋委員)

本校の生徒達の作品も2階に展示をさせて頂いたので朝と夕方と2回立ち寄らせて頂いたが、ブースが少し広がりすぎていた。中学校の販売と社会福祉協議会の場所が離れたところにあった。販売の近くにあった方がもう少し人が集まったと思ったが、社会福祉協議会のブースが広がったことでゆっくり見ることが出来たこともあり、どちらも損得があったと思う。しかし、やはりブース同士が狭い方が人は集まりやすいのではと感じた。社会福祉協議会が看板等、もう少し大きくアピールできたら良いと思った。

(武井委員)

午前中に参加させて頂いた。まつり自体は非常に盛り上がっていると感じた。特に元気だったのが中学校の支援学級の生徒達で、そのパワーを借りて来年度は協議会も目立っていければ良いと思う。また、2階の展示も良い作品が多かったが2階にも作品があるということをなかなか気付くことが出来なかったと思うので、配布されていたパンフレットだけでなく、全体図をどこかに掲示として設置できれば良いと思った。

(福田副会長)

地域共生協議会の事務局で作ったのぼりが何本か置いてあった。他にあるか。

(内村委員)

のぼりは拝見した。良く目立っていたと思う。地域共生協議会の横のブースがあじさい療育支援センターで、大きなおもちゃや絵本を用意してあった。そこに子ども連れの家族が立ち寄って遊んでいたのが印象的だった。このようなものがあると家族の方が立ち寄って頂けると思った。ブースで資源マップを求めている方がいたが資源マップが既になくなってしまっていたので、多く準備をしておいた方が良かったと思った。

(福田副会長)

今の意見を基に部会でも反省をして頂きたい。啓発講座の手伝いについてだが畠山部会長より内容について御説明頂きたい。

(畠山部会長)

駐車場はないので、駐車場係はないが、来場された方の保育の手伝い、会場セッティングの手伝い、1階のスペースに展示物の案内をしてもらう。他には販売で使うテーブルを運んだり、パネルの組み立て等をして頂く。昨年度、手違いで備品を壊してしまったことがあったので、人数が多い方が良かったと思っている。各部会1、2名程度ずつお手伝い頂きたい。

(福田副会長)

部会ごとに取りまとめて権利擁護・広報啓発部会に連絡して頂きたい。それでは、次に社会資源開発・改善部会 内山部会長に報告をお願いしたい。

【社会資源開発・改善部会：内山部会長】

社会資源開発・改善部会も月1度部会を開催している。前回に引き続き、県立船橋特別支援学校のバス停問題についてだが、バス停の前の「フローラ」というクリーニング屋の駐車場を貸して頂くため、松尾会長、県立船橋特別支援学校の教頭先生、八尋委員、障がい福祉課家弓主幹が伺った。貸して頂けることになったが、バス停をその駐車場の目の前に置くと更に便利ではないかという話になり、ライオンズマンションの管理人に学校から聞いて頂いている状態である。地域の自治会で話し合いがされるということであるが返事はまだきていない。もう1点が、駐車場は「フローラ」が借りているが、所有はマンションの所有であるためマンションの自治体に了承を得なくてはならないということである。こちらも現在、返事待ちの状態である。時間がかかっているが、御理解を頂いていない状態で動くのは良くないということで、丁寧に動いているようだが、うまくいけば良いなと思っている。もし、これで出来なかった場合は他の手を考えなければいけないが、今は自治会の返事を待っている状態である。

部会の中ではバス停の話から、障がいを持つ子どもが地域の中で見守られて育つ権利をどうやって守っていくか、地域の方とどのようにネットワークを作れば良いのかという話が挙がった。私達は市内のバス停がどこにあるのか、近隣に車いすの子どもが住んでいるのかもわかっていない。地域の方々も地域に住む障がいを持つ子どもについて知らないのではないかとということで、障がいを持つ子どもが地域の中で見守られて育つ環境作りのきっかけをどうするか、検討中である。

前回の部会でもう一つ課題として挙がったのが、米山委員の所属する三橋病院は精神科の病院であるが、親に障がいがある子どもは他の子どもと同じように地域の中で見守られていないような気がするという事だった。様々な問題を抱える中で、登校をしていたりはするが、うまくいかずにひきこもってしまったり、中学校、高校で精神症状が出てしまって病院にかかることを考えると孤立して育つのではなく、親に障がいがある子どもも他の子どもと同じように地域の中で見守られて育つという視点も入れるのはどうかという意見が出た。部会員が主に大人を対象としている人が多いため、実際に子どもの支援をしている方々が地域に変わってもらいたいことを伺いたい。そのた

め、次回の部会にはひまわり発達相談センターの内村委員や子育て支援課の奥井委員に来て頂いて、実際支援していく中で見えてくる地域の課題を教えて頂きながら検討していきたい。以上。

(福田副会長)

何か全体で語ることはないか。

(内山部会長)

子どもに関わる部分として次回の部会は先程の2人に来て頂くが、その他に支援をされている方でこのような視点が欲しいというアイデアがあれば教えて頂きたい。

(渡辺委員)

支援をしている中で、地域で障がいを持っていない子どもを育てている親と障がいを持っている子どもを育てている親はそれぞれ違った考え方があると思うが、お互い良い意見を言っても掛け違いや食い違いがあることが多い。そのような相談を受けた時に直接的ではなく間に入って事情を伝えるなど第三者が間に入ることでスムーズに行くことがあると思う。当事者や親同士でもそうだが、正しく相手の事情を知る機会や伝えることが出来る機会があれば良いと思う。

(福田副会長)

学校関係からアドバイス等何かないか。

(八尋委員)

様々な「困った感」が学校の中では聞かれている。障がいを持つ保護者の方は子どもと移動することすら大変であると聞いている。保護者に何かあった時にスクールバスに乗るためにバス停まで送り届けることも出来なくなってしまう。障がいを持った保護者同士だけではなく、地域の方との情報交換、障がい理解を深めることで助け合いが出来ていくと思う。

(高橋委員)

小学校、中学校で今後インクルージョン教育ということが語られてきており、通常学級の中でも特別な支援が必要な生徒が出てきている。そのような中で、通常の学級担任は障がいについて理解が必要だと思うが、あまり知られていないのが学校の現状であると思う。同様に、保護者の方も自分の子どもが障がいを持っているのではないかと心配している保護者は、学校に相談や地域の障がいに関する会にも出席をしているようである。しかし、全く障がいに関して心配のない保護者は関心がない状態である。障がいに関して発信する機会や学ぶ機会を学校や地域、社会福祉が協力すれば作っていけないのではないかと思う。現在、児童部会で教職員への呼びかけということでリーフレットを作成している等、少しずつ地域に浸透していくのではないかと思う。以上。

(福田副会長)

学校では障がいを持つ保護者に対するサポートや配慮についてはどのようにしているのか。

(高橋委員)

学校では特別支援コーディネーターが窓口となっている。担任を通じて相談がくるが、障がいを持つ保護者の方に通常学級にいる場合には情緒面での相談が多い。また、通級という形で、本校は袖ヶ浦東小学校に通われている方が多いが、そのような場所へ相談に行っていることが多い。気軽に来てほしいということは伝えている等、相談体制をしっかりとっている。

(石井委員)

親の会とは逆の子どもの会のようなものがあるのも良いと思う。障がい者の親を持つ子どもが集まり、色々な事を話し合うことで一人ではないという実感を持てる場は必要だと思う。

(福田副会長)

今の意見を基に部会でも検討をして頂きたい。最後に、相談支援部会 渡辺副部長に報告をお願いしたい。

【相談支援部会：渡辺副部長】

9月に相談支援事業所の連絡会、10月は障がい福祉計画の意見出しについてと10月の終わりに支援会議のシートの見直しと支援会議の進め方について等の準備会、11月に支援会議を2回行った。相談支援事業所の連絡会については、計画相談の件数が多く、大変であるという意見が多く出ている。再度1月に連絡会を開いて、円滑に進めていくことも含め、話し合いをする予定である。

支援会議については、以前旅人の木から出ていた精神障がいをお持ちの母親が出産して子育てをする方への支援の連携の部分で開催した。健康支援課の保健師や子育て支援課、障がい福祉課も参加した。様々な課題が出てきたが、連携のタイミングをこれからどうするかについて話し合った。障がいを持った方への合理的配慮等、検討することはたくさんあるが、そこで出た課題は今度の運営会議で更に検討し、報告したいと思う。

最後に、支援会議用の事例シートについて、説明したい。事前資料として支援困難事例シートが送付されていると思うが、一番下に version 1 と書いてある。version 2 として旧シートを残しており、2種類のシートのどちらかで事例を挙げて頂きたいと思っている。困難事例を挙げていく上で個人情報の問題が大きく関わってくると思う。旧シート (version 2) は、かなり細かい個人情報を記入しないと事例を挙げる事が出来ない内容になっていたため、なかなか事例が挙がってこなかった。本当は「多くの事例の中でどの事例を支援会議にかけるのか精査をすること」とフローチャートではなっている。しかし、実際には個人情報の問題から事例はそれほど多く挙がってきていない状態である。

本人の了承が得られ、個人情報が詳細に記入できる事例はこれまでの旧シート (version 2) を使ってもらい、個人情報の記載は難しいが地域として困っていることがある、心配なケースがありどうすればよいか困っているケースについては新しいシート (version 1) を使用して頂きたい。新しいシートは「支援困難な内容など」や「事例などの概要」を箇条書きでも良いので記入が出来るようになっており、その後に細かい個人情報を記入するようになっていく。個人情報無くても「支援困難な内容など」や「事例などの概要」があれば提出出来るようになっていく。書き方について、支援事例困難シートの記入の仕方を部会で細かく検討し、配布していきたい。以上。

(福田副会長)

相談支援部会について、御意見御質問等あるか。支援事例困難シートについては、なかなか事例が挙がらないことから作成している。モデルシートが出来上がり次第、皆様に配布したいと考えているので御協力の程、お願いしたい。

3. 第4期障がい福祉計画 (案) への意見

(福田副会長)

第4期障がい福祉計画 (案) への意見は前回8月に全体会で障がい者基本計画と障がい福祉計画について事務局より説明を受け、各部会で9月～11月にかけて協議をして頂いた。各部会の意見をまとめ、11月17日付けで提出した書類が資料2である。障がい福祉計画 (案) のページ毎に

並び替えをしてあるが、内容について各部会より説明をお願いするが、就労支援部会よりお願いしたい。

(就労支援部会：武井部会長)

計画の中に表で見込量として数字が出ているが、これは国で数を算出する計算式が決まっているようなので数字に対しては意見出しを行っていない。就労支援部会としては「目標達成に向けた取り組み」に絞って議論を行った。就労支援部会の課題意識として、習志野市で大きな問題として挙げられているかはわからないが、近隣市に比べて就労系の障害福祉サービス事業所や障がいのある人を雇用している企業が少なく感じている。細かい調査をしていないため正確なことは申し上げられないが、障害福祉サービス事業所側の意見として、習志野市在住の障がいのある方は一般就労より福祉的就労を希望する方が多い印象を受けている。この点を踏まえ、福祉施設から一般就労への移行等を進めるにあたり、現在、就労継続支援事業所や就労移行支援事業所にいる障がいのある方の家族の一般就労に向けた意識の掘り起こしについての記述が必要という話になった。

これらの意見を踏まえて出来た意見が『「目標達成に向けた取り組み」として、「市内在住の障がい者やそのご家族に対して障害者就業・生活支援センターの周知や登録を促す取り組みを行います。」や「市内の障害福祉サービス事業所等で働いている障がい者が一般企業等で職場体験実習を行う機会の確保に努めます。」といった記述を盛り込む。』である。あかね園のような就労支援に取り組んでいる事業所の周知、一般企業の職場体験実習に就労継続支援事業所や就労移行支援事業所でも参加しやすいように情報提供をすることで、市内で働いている障害のある方々の士気を少しずつ上げていければ良いと考えている。

10ページの「就労継続支援」に関する項目については、「障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）を活用するなどし、市内の就労継続支援事業所における安定的な仕事量の確保や平均工賃支給額の向上を支援します。」といった一文を入れた。就労継続支援事業の質を計るにあたって、工賃支給額は一つの目安になるのではと考えている。以上。

(相談支援部会：渡辺副部会長)

7ページの居宅介護と同行援護である。相談支援部会は、「見込量確保のための方策」についての文章について意見出しをしている。居宅介護は居宅介護、重度訪問介護、行動援護については、利用実績を踏まえたサービス量の拡大を目指していきます。」と記載しているが、実際は潜在ニーズがあるのに事業所が少ないことやヘルパーの人数の問題等、実状の部分に関わって、事業実績が上がらないことは事業所の問題もあると考えた。そこで、「居宅介護、重度訪問介護、行動援護については、事業所の確保の促進を図り、利用実績や潜在ニーズを踏まえたサービス量の拡大を目指していきます。」に修正と意見を出している。

同行援護については視覚障がいの方が利用するサービスであるが、家族がいる方だと他人では気を使ってしまうので、普段は家族に同行してもらっている方がいる。そのような場合、家族の方に何かあった時に使うサービスであるが、そのような文が最初の文章には記載が無い。高齢者になると介護保険との兼ね合いもあり、介護保険のヘルパーを使っているが同行援護は介護保険にないので障害福祉サービスを使っていることを含み、「同行援護については、潜在ニーズの把握、介護保険との連携とサービス利用の促進を図り、利用の増加を見込みます。市内・外のサービス提供事業者も視野に入れて事業者の確保を図り、利用実績とニーズを踏まえたサービス量の拡大を目指していきます。」に修正して頂きたい意見を提出した。

14、15ページは計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援である。計画相談、一般相談、どちらも事業所が足りていない状態である。その中で、利用者の数を増やすことや相談体制の整備に努めるだけでなく、きちんと整備をして数を増やすことを文書の中に入れて頂きたい。計画相談

支援については、表現について「サービス等利用計画を作成する相談支援事業者の増加を図るため、指定特定事業所に限らず、様々な分野の事業所に働きかけを行うなどのサービス提供体制の整備に努めます。」に修正頂きたいと意見を出した。指定特定相談支援事業所だけでなく、様々な分野の福祉事業所にも働きかけを行い、どのようにすれば良いか伝えながら協力していければ良いと思う。

15ページの地域移行支援については、実際には指定一般相談支援事業者の方々が病院と連携をしながら福祉サービスの整備に努めている部分もありはっきり使い分けをして実践されていない。指定一般相談支援事業者が使いやすいのであれば指定一般相談支援事業者も数の確保に努め、きちんとしたサービス体制の確保のため「サービス利用の促進に努め、施設入所者及び入院中の精神障がいのある人の人数等を勘案し、地域移行を進めていきます。また、指定一般相談支援事業者の確保に努めます。」として頂きたい。

最後に、15ページの地域定着支援については、実績はなく、地域定着支援を行う事業所もないのでとても使いづらい状態となっている。最初の文章では「地域で常時の連絡体制を確保していきます。また、指定一般相談支援事業者の確保に努めます。」となっているが、確保をしてもニーズがどれほどあるか、どのようなことに使っていけるのか等を含めて、実際に地域で常時の連絡体制を確保するのは大変なので、協議を行ってから実施する方向として一段階低い取り組みに変えた方が良いということから「地域で常時の連絡体制を確保するための協議をしていきます。また、指定一般相談支援事業者の確保のため、相談支援体制の強化に努めます。」に修正して頂きたい。以上。

(児童部会：松井部会長)

11ページの短期入所については、御存知のとおり市内に短期入所施設が無いことが問題であることからシングルマザーの増加や保護者の高齢化及び障害者総合支援法に基づく難病者、小児在宅医療者の家族へのレスパイトの必要性も見込まれる中で、市内における短期入所施設の早急な確保が必要である。また、現状では短期入所の支給認定を受けても実際に緊急時に御利用出来ないこと、特に低学年までの児童については近隣市町村の短期入所事業所では受け入れが難しいことがあり、その改善も必要と考えている。市が資金面での補助をしている施設に協力を求めることと同時に、市内における「短期入所協力要請」を第4期でも再度計画に盛り込むことで、高齢者施設等も視野に含めての短期入所事業の早期検討を行う必要がある。

16ページの放課後等デイサービスについては、支給量の認定の方法について、他市の状況も踏まえ、習志野市の方向性を検討する必要がある。市内に放課後等デイサービスが少ないこともあり、利用者が選べるほどの事業所数の確保が必要である。学校等の連携も図り、場所の確保をしていけたら良いと思う。

16ページの児童発達支援は、居住地地域の保育所、幼稚園等で生活しながら専門的な支援を受ける体制としての児童発達支援事業を展開していくことが必要であると考えられる。高橋委員より先程説明があったが「インクルージョンの理念や合理的配慮」と「現場の課題」にどのように折り合いをつけていくことが大切なので、検討して頂きたい。

17ページの保育所等訪問支援事業は、来年度よりあじさい療育支援センターが取り組みを始めるということで、そのことも踏まえ意見を出している。保育所等での障がい児の受け入れを促進する趣旨より、保育所等への啓発活動及び連携をしてあじさい療育支援センターと協力し、課題を解決する形として保育所等訪問支援事業を展開していければ良い。しかし、保育所等訪問支援事業については、費用負担が発生する。そこで、ひまわり相談センターは無料なので、巡回相談のすみ分けを検討していくことが必要である。

18ページの医療型児童発達支援は3つに分けて意見を出している。1つ目の医療型児童発達支援は名前の通り、医療型の児童が在宅生活において必要な支援事業となっており、主に未就学の児童発達支援となっている。しかし、地域によって医療機関が少ない場所もあり、市内の在宅医療機

関の確保が必要である。また、小児在宅医の確保、及び医療に対応できる訪問看護ステーション、居宅介護事業所等の確保が必要であると考えている。2つ目の保護者のレスパイトについては、医療型の児童の場合、保護者レスパイトについても大切な部分であるため、受け入れる事業所の確保と母子分離の出来るような体制を組めたら良いと考えている。3つ目に、医療的ケアを必要とする児童が福祉サービスと共に訪問介護ステーションや医療体制と連携して、地域で生活出来る体制を提言として設けている。以上。

(権利擁護・広報啓発部会：畠山部会長)

19ページの理解促進研修・啓発事業について、当事者団体との関わりについて方策を加える方が良いと思う。当事者と地域住民が繋がる、コーディネート機能を担当課が持つ。障がい者の生活を地域住民に知ってもらうために、協働まちづくり課の出前講座と当事者グループのタイアップの検討として意見を挙げている。運営会議で話をして頂いたが、まちづくり会議に入る等で啓発に繋がると思っている。啓発講座も大事だが、小さな、地道な活動が浸透していくと考えている。

22ページの成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度の課題として障がい者だけではなく高齢者も含めた費用援助が必要ということで申し立てに要する経費を助成しているのだが、その後の後見報酬の支払い等をどうするのか。また、市民後見人の研修は高齢者支援課でも行っている。「なのはな」に委託していると思うが高齢者支援課との連携を進めれば啓発の部分として良いのではないかと思う。事業内容に記載している内容について、活動支援をどこまで考えているのか明確に示す必要があるのではないか。「なのはな」は法人後見を事業として行っており、法人後見は赤字経営が多いと聞く。現在も持ち出しで事業を行っているのではないかと思うのだが、そのあたりの補助について検討して頂きたい。以上。

(社会資源開発・改善部会：内山部会長)

23ページの意味疎通支援の部分では、「市の主催する事業の研修会等に手話通訳や要約筆記を配置することを更に進めるとともに、民間の主催の研修会等においても主催者側に手話通訳や要約筆記を準備してもらえよう働きかけていきます。」と追記をすれば良いと思う。

25ページの地域活動支援センターの部分については、追加部分として「現在、習志野市は昨年度より3年程、立ち上げ資金として施設設備整備費補助、家賃補助を行っているが必要な社会資源を作る際にその制度が使えるように、その補助を継続する。」という文を追加したら良いと思う。

その他として、ページのどこに入れれば良いかわからなかったものを挙げている。精神障がいの場合、訪問看護（医療）で運動や社会参加のために散歩や買い物の同行をしていることもある。

また、社会福祉協議会で行なっている日常生活自立支援事業では支援回数に限度があるが毎日支援の必要な方もいる。このように、現にニーズがあるにもかかわらず既存のサービスでは対応出来ないものを、新たな地域生活支援事業として開発することに努めることをどこかの「地域生活支援事業」の項目に付け加えて頂きたい。生活サポート事業が無くなっていたことで、地域の実状に合わせた必要な制度開発が障害者総合支援法の中では出来るということや、その一部を国が補助することも聞いている。既にある枠の中だけでやるのではなく、必要な社会資源を開発していくことが必要だと考える。

発達障がい、高次脳機能障がい、難病も障害者総合支援法の対象となっているが、相談がしやすく障がい特性に合った支援が適切に受けられる状況に無いと思う。何らかの手立てが必要ということを何らかの文言で入れて頂けると良いと思う。

更に、大人の発達障がいについて、子どもの発達障がいについてはひまわり発達相談センターがきめ細やかにフォローする体制が整っていると思うが、大人の発達障がいの相談件数は相談支援事業所に大変増えているのに、適切に繋ぐことが出来ないまま相談支援事業所は月に一度くらいの訪問しか出来ていないことをなかまネットの方から聞いている。外出が厳しい方や訪問でないで厳し

い方が在宅で何の支援も受けられないまま、相談支援事業所の月に一回の訪問という状況から解決策が得られないかという意見が出た。発達障がいについて、適切に診断を受ける機会が無い上に、診断を受けた後も福祉的な支援を受ける場が無い。これは、習志野市に限る問題ではなく全国的な問題だと思う。

この提案後に運営会議で検討し、地域活動支援センターに訪問機能で発達障がいの方の訪問をしながらカバーしていくようなシステム、そこに対して人件費等を充当出来るような加算の考え方で対応は可能でないのかという意見も出ていた。

基本計画策定委員会の「①発達障がいに対する支援体制の充実」の部分に発達障がいの実態を掴むという文言を組み込みながらその他に、「実態を掴んだ上、発達障がいを診断、適切支援出来る障害福祉サービスの在り方を検討します。」と付け加えた方が良いと運営会議では挙がっていた。

最後に、「精神障害者の方が居宅生活を予行練習する施設が必要です。」と北田委員より意見があった。様々な方法がある中でどの方法が良いのか具体的な検討をする必要があると思うが、支援をしていく中で、現状を訴えていければ良いと思う。以上。

(相談支援部会：渡辺副部長)

21ページの相談支援事業について、[実施のための方策]の部分で「習志野市障がい者地域共生協議会※用語集4)の相談支援部会と協力し、本市の相談支援体制全般にわたる検討を継続すると共に、個別ケース検討を行い、様々な機関が関わった支援事例を共有することで相談支援の質の向上を図っていきます。」とあるが、その中で基幹相談支援センター等、相談体制をきちんと作っていく上で、相談支援事業所と連携が無ければ成り立っていかないので「習志野市障がい者地域共生協議会※用語集4)の相談支援部会と協力し、本市の相談支援体制全般にわたる検討を継続します。更に、相談支援事業者などと連携をし、相談支援の質の向上や相談支援専門員のスキルアップを図っていきます。」に修正頂けたら良いと思っている。

また、25ページの地域活動支援センターの[見込量確保のための方策]の部分での「事業者と連携を図りながら、利用者へのサービス提供が安定して行えるよう基盤整備等に努めます。」との表現だが、地域活動支援センターは誰もが気軽に立ち寄れて社会の交流を図れる場となっているので「誰もが気軽に立ち寄り、社会との交流を図れる場を検討し、事業者との連携を図りながら、利用者へのサービス提供が安定して行えるよう基盤整備等に努めます。」に修正して頂きたい。以上。

(児童部会：松井部長)

24ページの移動支援事業について、事業所は多いのだが従事者が少ないという意見があった。現在、通勤・通学・通所について、移動支援は特例の場合を除いては使えないことになっているが、柔軟な制度的解釈をお願いしたいと思っている。

28ページの日中一時支援については、必要性の高い事業であり、母子家庭や就労世帯が増加していることもあるので、方策では出ているが緊急的に報酬単価設定や空き家、公共施設等の貸し出し等のハード面での保障をした上で日中一時支援事業所の確保を求めて頂きたいと思う。以上。

(福田副会長)

各部会で協議して頂き、現在の提言となった。現在、「第4期障がい福祉計画(案)への意見(提出)」と鑑文となっているが、このままの提出でよろしいか。特にご意見が無いようならばこの状態で提出としたい。

4. 委員の取組みについて

(福田副会長)

前回から委員の取組みについて、発表を行っている。では、長尾委員にお願いしたい。

(長尾委員)

それでは、社会福祉協議会について説明させて頂く。本日、資料としてA4用紙の資料とA3用紙の社会福祉協議会のパンフレットを配布している。社会福祉協議会とは何かと思われると思うが、社会福祉協議会は習志野市だけでなく、近隣市の船橋、八千代や千葉県、国にもある組織となっている。社会福祉協議会は社会福祉法第109条において定められた団体であり、国、各都道府県、市町村、区に設置が義務付けられている。地域福祉の推進を図ることを目的としており、構成は住民をはじめ、ボランティア、民生委員、社会福祉施設、社会福祉法人等の公私の社会福祉関係者、保健・医療・教育等関係機関となっている。資料の2ページに今の内容があるが、下部には社会福祉法第109条の内容を記載している。

3ページには社会福祉協議会の組織について記載している。社会福祉協議会は、顧問、執行機関である理事会、監査機関である監事、重要事項を議決する機関として評議委員があり、その下に事務局が存在している。事務局の中に8つの委員会が存在しており、経営検討委員会をはじめとする各委員会を設置している。右下の社協支部とあるが、社会福祉協議会は地域住民を中心とした組織となっている。習志野市を16の地域に分け、地域住民が地域の中で問題となっている課題を解決するために住民同士で補助活動をして頂きながら活動をしている。社会福祉協議会の16支部の記載があるが、別紙パンフレットに各支部の場所と開館日が記載している。支部に勤めている方も委員ではなく地域の方が勤めている。社会福祉協議会は住民組織で行っている団体になるが、その中で一番大事になってくるのが財源である。社会福祉協議会が行っている福祉事業に賛同して頂く住民の方に会員になって頂き、会費を納めて頂く形となっている。その会費や習志野市からの事業補助金は、支部の方にも還元し、還元した金銭で支部の事業等、各地域で住民が自ら地域の問題に取り組んで頂いている状態である。

4ページには事務局組織を記載している。事務局は3つの課に分かれている。1つ目は企画総務課であり、一般の会社であれば総務課と考えて頂きたい。2つ目は地域福祉課であり、3つ目は在宅福祉課である。私が勤務している地域福祉課は、地域支援係と生活支援係の2つに分かれている。地域支援係は各支部の取りまとめ役やボランティアセンターの運営、総合福祉センターの2階にある地域福祉センターの運営を行っている。生活支援係については、住民からの相談に対して問題を解決するために支援を行う係となっている。在宅福祉課においては、介護保険事業、障害福祉サービスを特化して行っている事業所という形になっている。

5ページの「社会福祉協議会では・・・」とあるが、私達の仕事の原点は『地域の方が住み慣れたまちで安心して暮らせること』である。地域に暮らす障がい者、高齢者、児童等が住み慣れたまちで暮らせるように安心して暮らせるまちづくりの実現を目指すのが仕事となっている。仕事の内容についてはパンフレットを見て頂きたい。パンフレットには各課の仕事内容が記載されている。今の時期では10月からスタートしている共同募金、12月から始まる歳末たすけあい募金も事業として行っている。

また、共同募金や歳末たすけあい募金においては各地域のボーイスカウトや施設の方、福祉団体の方に御協力頂き募金活動を行っている。そして、共同募金の集まった募金は全て千葉県の共同募金会に納めさせて頂く。その中で前年度の実績の6割が社会福祉協議会に還元され、社会福祉事業に使用している。残りの4割については、県内にある障がい者、高齢者等の施設に還元される。また、高齢者や障がい者に問わず、住民の方が住み慣れたまちで生活するというのが原点となっているので、どのような方からの相談も受け付け、生活問題について相談者と一緒に考え生活問題を解決していく。その方策の中には、先程内山委員よりお話があったが、日常生活支援事業という事業や福祉資金の貸出し等も行っている。

日常生活支援事業とは、障がい者や高齢者が生活していく上で金銭の管理や福祉サービスの利用の仕方がわからない方々を援助するための支援事業となっている。

福祉資金の貸出しは、習志野市社会福祉協議会が独自で行っている緊急的な貸付けの他に国の制度で行われている生活福祉資金の貸付けである。目的別の資金の貸付けであり、教育支援資金の貸付けや障がい者の方が生活を営むための運転資金の貸付け等の相談に応じて対応をしている。

一番多く聞かれるのが社会福祉協議会は何をしているのか？ということだが、あらゆる相談を受けている場所である。「習志野市」と名前が付くため、市役所と同じと考えられることが多いがあくまで社会福祉法人の民間団体であるので、どんな相談でも受け付けるというスタンスでいる。何か困り事があった場合、社会福祉協議会に連絡をするようにお声掛け頂けると嬉しいとともに、地域の方に社会福祉協議会が行っている福祉事業に賛同し、会員になって頂ければと思う。以上。

(北田委員)

来年度より施行する生活困窮者自立支援法を発表する機会を頂き大変ありがたいと思う。それでは、発表させて頂く。

平成25年12月、生活保護法の改正と併せて生活困窮者自立支援法が成立した。国は、平成27年4月の施行に向け、この新しい生活困窮者支援が地域で上手に活用され真に実効あるものとなるよう、自治体への支援を行うこととなっている。本市では、この法律の施行に伴い平成27年4月より生活困窮者自立支援事業を実施していく。

(スライドP1)

まず、この生活困窮者自立支援法は日本の社会経済の構造的な変化に対応し、これまで「制度の狭間」に置かれてきた生活保護受給者以外の生活困窮者に対する支援を強化するものとして、平成25年12月に成立された。そして、この生活困窮者自立支援制度と生活保護制度を一体的に運用していくことで、生活困窮者の方々が一人でも多く早期の生活自立につながる効果が生まれるものと考えられている。

(スライドP2)

では、生活困窮者自立支援制度とはどのようなことをイメージすれば良いのかということだが、これまでの日本では第1のセーフティネットとして安定的な雇用を土台とした生活の維持機能があった。

また、自力での生活が困難になった場合においては、最終的に生活保護制度が国民に包括的な安心を提供してきた。しかし、雇用状況の変化の中、これらの仕組みだけではもはや国民生活を支えられなくなった。このため、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行う、いわゆる「第2のセーフティネット」の拡充が必要となった。図の【第2のネット】に右側に求職者支援制度が挙げられているが、これは既に平成23年10月からハローワークにおいて実施されている。

また、この他に自治体で行っている住宅支援給付、社会福祉協議会が行っている総合生活支援資金貸付がある。そして、この第2のセーフティネットを充実させることが生活困窮者対策として重要であり、生活困窮者支援制度の発足理由となっている。

(スライドP3)

この第2のセーフティネットについては、これまで本市においても実施してきた事業として、仕事に就いておらず、住まいの無い生活困窮者等を対象として居住確保のため家賃相当額を支給する住宅支援給付や生活保護法によるものとして自治体とハローワークが一体となった就労支援を行う、生活保護受給者等就労自立促進事業があり、これまで実施してきた事業としては一定の効果を挙げてきた。本市の実績としては、住宅支援給付を受けた人は常用就職率が60%、生活保護受給者等就労自立促進事業を受けた人の常用就職率が37.9%というのが平成25年度の実績となっている。

では、なぜ改めて生活困窮支援法なのかというと、国では3点の課題を指摘している。その1点目が、これらの事業については選択制のため、一部の自治体のみしか実施されていないこと。2点目が、各分野がバラバラに実施されていること。3点目が、早期に支援につなぐ仕組みが欠如していることである。これらを是正し、第2のセーフティネットを拡充していく必要がある。

(スライドP4)

これらの課題を是正するための第2のセーフティネットとして必要とされている制度の拡充、つまり

新たに施行される生活困窮者自立支援法は生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、今まで国の要綱等で行われてきた住宅支援給付、生活保護法の下で実施してきた生活困窮者への就労対策について生活困窮者支援法の新法の中に取り込み、法の下に一体的に行うことを目的とするものである。

では、「法律の概要」を説明したい。

1番目に必須事業としては、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給を行う。2番目にその他の任意事業としては、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、学習支援事業の4本がある。本市においては、他市のモデル事業への視察や実績等を検証した結果、家計相談支援事業と学習支援事業の2事業についての実施を考えている。また、3番になるがこれらに係る費用については、国庫より負担金又は補助金が交付されることとなっている。

(スライドP5)

次に、なぜ生活困窮者自立支援制度が必要であるかだが、第3のセーフティネットである生活保護を受けている世帯には、高齢者世帯、母子世帯、保護世帯を種類別に分ける、世帯類型というものがある。

その中の一つに、その他世帯があり、その他世帯というのは「働くことを阻害する要因も無い、65歳未満の稼働年齢層にあり、健康で病気もなく、生活保護となる世帯」のことを指すが、その他世帯がここ最近で顕著にその割合が増えてきている。

高齢者世帯・母子世帯等は、この10年でもほぼ同じ構成割合となっているが、その他世帯においては、グラフのとおりこの10年間で、国・県・市、すべてにおいてその他世帯が3倍強の増加となっている。国としては、この「その他世帯」を増やさないと、減少させる対策をしなければならない、ということで、第2のセーフティネットを拡充し対策していくこととし、その法的整備となるのが生活困窮者支援法であり、法に基づいて制度化したものが生活困窮者自立支援制度ということになる。

(スライドP6)

それでは、制度の対象者はどのような人であるかだが、法において対象者は生活保護受給者以外の生活困窮者とされている。具体的には失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、ひきこもり、高校中退者、障がい疑われる者、矯正施設出所者等、様々な人達が考えられ、こうした複合的な課題を抱え、これまで充実していなかった、法制度化されていなかった「制度の狭間」におかれてきた人たちが対象者となる。全国では、福祉事務所来訪者のうち、生活保護に至らないものは約40万人程度と推計されている。本市においても平成25年度では159人であった。生活保護に至る可能性の高い者は非正規雇用労働者や年収が200万円以下の給与所得者などが考えられており、この10年の間では大きく増加している。

この他、学校中退や不登校からつながる就労機会の低下。更には、家族や地域のつながりの希薄化等が困窮に至る要因と考えられ、こうした現在の経済社会の構造の変化の中で個人は今や誰もが生活困窮に至るリスクに直面していると言える。

(スライドP7)

そこで、国では新しい生活困窮者支援の形として、次の5点の支援を推進していくこととしている。

(1)包括的な支援としては、生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう多様な問題に対応する。(2)個別的な支援としては、生活困窮者、個々の状況に応じた適切な支援を実施する。(3)早期的な支援としては、「待ちの姿勢」ではなく早期把握し、深刻になる前に問題解決を図る。(4)継続的な支援としては、無理な自立ではなく、段階に合わせた、切れ目ない支援を提供する。(5)分権的・創造的な支援としては、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

以上、国ではこれら5点の支援を掲げているが、生活困窮からの脱出という目的達成のための究極的な方策としては、本人と相談を受ける支援員や我々職員の間で信頼関係を築き、自立に向けての内面的な意欲や幸福追求に向けた想いを引き出す(本人のやる気を引き出す)ことについて積極的に関わっていきたいと考えている。

(スライドP8)

次に、以上の国の方針を基に実施する本市の予定事業についてである。包括的な相談支援として、自立相談支援事業がある。

生活困窮者に対し、伴走並走型の相談を継続的に行っていく必要に応じ本人の状況に応じた事業活用し困窮者の自立を図っていく。状況に応じた支援としては、「居住確保支援」「家計再建支援」「子ども・若者支援」「就労支援」「その他の支援」の区分となっている。困窮者支援で必要な制度は法律で用意されるもののほか、民生委員、自治会等のインフォーマルな支援も重要であり、市役所の既存の制度である様々な給付や減免制度の利用、利用を通じての職員や周囲の人による励ましも重要となってくる。特にこの励ましの重要性については、生活困窮者自立支援法の法律上の期待もあり、より良い人間関係の中から困窮者の自発的な自立を目指す気持ちを高める重要な部分であると考えている。

(スライドP9)

次に、状況に応じた支援とは具体的に何があるのかということである。

「居住確保支援」では、家賃費用を有期で給付する住居確保給付金。「家計再建支援」では、相談支援と資金貸付のあっせんを行う家計相談支援事業。「子ども・若者支援」では、学習支援と進学に対する助言を行う学習支援事業等の学習等支援。「就労支援」では、ハローワークとの連携による一体的な支援。そして「その他の支援」では、法テラスの活用や平成27年1月から開設予定のふるさとハローワーク、社会福祉協議会等の各種様々な団体との連携や制度を活用した支援であるが、ここで示すのは一部であり、この他にも様々な支援がある。そして、この中で(1)から(4)は自立支援法で規定されている支援となる。

(スライドP10)

現在、本市ではどのような体制で生活困窮者に対し支援を実施しているかである。まず、生活困窮者が保護課の窓口に来庁した際には、保護課CWが相談を受ける。困窮者に対する支援は、現在では2つあり、「住宅支援給付金の給付」と「生活保護受給者等就労自立促進事業」である。「住宅支援給付」の対象者については、3～9か月間の援助をするが課題としては、これ以上の期間がかかる方への対応は難しい状態であること。「生活保護受給者等就労自立促進事業」は、生活保護受給者への支援は一定の効果があるものの、保護課に面接へ来て生活保護に至らなかった生活困窮者へのフォローアップが充分でないことである。この他にも、民生委員の見守り等によるインフォーマルな支援、ハローワークや社会福祉協議会との連携を通じて生活困窮からの脱却を目指しているが、現在のところ窓口も相談内容によってバラバラであり、十分な支援につながっていない状況である。

(スライドP11)

このことから、本市では生活困窮者自立支援法に基づき本市が平成27年4月より「生活困窮者自立支援事業」の実施を予定しており、これがそのイメージとなっている。

まず、「生活困窮者」が初めに訪れるのが最初の相談窓口となる「生活相談支援センター」である。こちらについては千葉市や佐倉市などで既にモデル事業として実施されており、本市の人口規模から考え4名の人員の委託で実施することを想定している。

この「生活相談支援センター」では、個々の相談に応じ「生活困窮者自立支援法」に基づく支援や法以外の民間で実施している事業の活用、更には市役所で実施している制度、例えば、税金や料金の減免や納付の分割等、様々な方法を駆使して生活困窮状態からの脱却を目指し、これらを総称して「生活困窮者自立支援事業」として実施する。また、どうしても生活困窮者自立支援事業のみでは生活状況の改善が見込まれない、真に保護が必要な者は生活保護につなげることとなる。保護課においては、生活保護の受給と併せ自立支援事業との連携を図りながら保護からの脱却を目指す。

(スライドP12)

そして、この生活困窮者自立支援事業の実施にあたっては、何より欠かせないものが庁内の連携である。庁内には住民に直接対応する関係部署がたくさんあるが、相談者がこの生活相談支援センターにつながらなければ、具体的な支援提供をすることが出来ない。生活保護の相談に訪れたものの保護に至らなかった方、住民税、国民健康保険料、水道料金、給食費、保育料等を滞納している方等が本制度の対象として想定され、これらの生活困窮者の早期発見・早期把握と一貫した支援の提供が大変重要である。

このことからここで連携が必要とされる庁内の関係部署を示しているが、庁内にある生活困窮者へのあらゆる支援サービスにつなげることが出来るように、庁内が連携を図りつつ一体的に取り組んでいく

必要がある。今後については、関係部署には是非、以上の趣旨を十分に理解して頂き庁内連携を図っていきたい。

庁内連携の話をして頂いたが、庁外連携も大事であり、例えば民生委員は地域の中で困っている方を今も把握していると思う。そのような方を生活相談支援センターに教えて頂く関わりが考えられる。

また、困窮者の対象となる方はモデル事業等を見ていると精神障がいの方が非常に多いとされていることから病院との関わりが考えられる。社会福祉協議会に関しても住宅支援給付金について家賃分は出るが生活費の貸付けについては連携をしていくと考えられる。商工振興課についてもハローワークとの庁外連携となる。公共職業安定所では、困窮者からの脱却においては就労が非常に大切であるため連携が必要となる。民間企業においては市の事業ではないが県の事業の就労準備訓練事業で県より通知があると考えられる。学校や施設については所属している利用者の方々困っているのであれば経済的な部分を中心としながら生活相談支援センターに相談を頂ければと思う。

以上、生活困窮者自立支援事業の実施の概要について説明させて頂いた。

(八田委員)

民生委員はどのような人がなっているのか。

(北田委員)

地域の民生委員推薦協議会で推薦された方がなっている。

(平委員)

私も様々なことに関わらせて頂いているが体系的に話を聞く機会が無かったので、話を聞くことが出来て良かった。運営にあたって生活相談支援センターは委託を行うという話だったが、委託先の目途は立っているのか伺いたい。

(北田委員)

来年に市町村が一斉に行うことで、今後提案型のプロポーサルで事業選択していく。

(平委員)

プロポーサルの部分で具体的に手を挙げている団体はあるのか。

(北田委員)

団体名は出せないため、団体は少し出てきているという回答で御勘弁頂きたい。

(平委員)

全国一斉ということで引き受け先が見つからないと思うが、法的には必ず見つけなければいけないのか。

(北田委員)

生活困窮者自立支援事業に関しては直営方式もしくは委託という形となっているので、直営で行うところもあれば委託で行うところもある。モデル市を見ると社会福祉協議会で行っているところも多いが民間の団体で行っているところもある。また、得意分野を活かし一つの事業体として事業を行う形も準備されている。建築業界のJV方式のように〇〇建築と〇〇建築が合体して大きい事業を行うような形である。このように、得意分野を活かして行う方法が許されている。

5. その他

(福田副会長)

その他、委員もしくは事務局より何かあるか。

(内山委員)

1月11日に精神科病棟転換型居住系施設の反対集会を千葉で開催する。現在、日本は全世界の2%の人口であるが、精神科のベッド数は全世界の20%である。そして、各国から日本は精神科の病床数を削減しなければいけないと迫られている状況である。日本人だけ10倍も重症化するのではなく、各自主要施策が民間精神病院に負担をかけていたという背景の中で、大きくなってしまった病床を小さくできないまま日本は現在に至ってしまっている。1960年代アメリカ等では病床が縮小されていったがその波に乗れなかったことによる負の遺産がある状態である。病院の経営や地域移行が進まない中、精神科の病棟の4階をグループホームにしても良いという案が国会でとおり、今後モデル事業が全国10か所で行われる。4億1千万の予算がモデル事業につくということで概算請求を厚生労働省が挙げている。退院して地域で頑張ろうと精神障がい者の方を支援して頑張っているが、病院は住居ではなく治療する施設であり、施設やアメニティを変えたとしても看板の書き換えに過ぎず本当の地域移行ではないと考え、全国各地で反対の集会が広がっており1月11日は千葉県で反対集会を行う。事業を行うのに千葉県や政令都市の千葉市に指定を得るのだが、千葉県、千葉市において国が認めても指定を落とさないように署名を集めている。もし、本日御賛同頂ければ御署名頂きたい。

一度大きくしたものを小さく出来なかった場所を居住施設にしてしまうと、更に無くすことが出来なくなるのが最大の危惧とされている。権利条約が出来た年にこのようなことが行われるのは良くないと各団体、当事者も反対の声を挙げているが、なかなか国には声が届かなかったので、千葉県、千葉市が引き受けないように反対運動をしている。是非興味を持って頂き、御協力頂ければと思う。以上。

(福田副会長)

案内は内山委員がお持ちなので興味のある方は内山委員に問い合わせ頂きたい。

それでは、事務局よりお願いしたい。

(事務局)

事務局からは3点連絡させて頂く。

(1点目・家弓)

平成24年10月より障がい者相談支援事業を市内の2法人、習志野玲光苑と旅人の木に委託をしているが、2年半の期間満了が来年の3月となっている。これに伴い、27年度からの委託法人を選考するため、前回選考を行った24年度と同じように地域共生協議会の会長、副会長、部会長(武井委員、松井委員、畠山委員)に御協力頂き、更に庁内の職員3名を加えた計8名による習志野市障がい者相談支援事業委託法人候補者選考及び評価委員会を設置した。既に第1回会議を10月16日に実施し、募集要項や仕様書の内容について御意見を頂き修正をした。これを基に11月1日付けの応報習志野の募集案内と、HPに募集の詳細を掲載している。

今後は、第2回会議として応募された法人からのヒアリングを12月18日(木)に予定している。今年度はこの他に第3回会議として来年2月に現在の委託事業の評価を行う予定である。5名の委員の皆様には、これらの会議への参加をして頂く。協議会の皆様にはその旨について御了承頂きたい。

(2点目・屋代)

12月7日(日)に障がい福祉課が主催、地域共生協議会が協力として啓発講座を開催する。場所は昨年と同様に習志野市民会館で行う。今年のテーマは「難病」であり、講演は千葉県総合難病相談・支援センター、センター長の藤田伸輔医師にお願いしている。その他、「むつみおもちゃ図書館」、「オーケストラ リベロ」に演奏をお願いしている。

地域共生協議会が協力であり、各部会より委員の方にお手伝い頂ける。委員の方は当日、朝からの手伝いになるがよろしくお願いしたい。是非、会場に足を運んで頂けたらと思う。

(3点目・太刀岡)

今回は、3月17日(火)午後2時から4時で会場は本日と同様にサンロード6階大会議室となるのでよろしくお願いいたします。

(福田副会長)

これにて、第3回習志野市障がい者地域共生協議会を閉会する。皆様、お疲れ様でした。

所管課

障がい福祉課

TEL : 047-453-9206

(内線 215)

FAX : 047-453-9309